

# 中野市保育料表

(別表1)

在籍する児童の属する世帯の階層区分			保育料額(月額)		
階層	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	円 0
第2-1		母子・障害者等の事由による非課税世帯	0	0	0
第2-2	第1階層及び第4-1階層～第8階層を	前年度分の市町村民税非課税世帯	7,300 (3,650) 【 0】	5,000 (2,500) 【 0】	5,000 (2,500) 【 0】
第3-1	除き、前年分の所得税非課税世帯	前年度分の市町村民税課税世帯	8,800 (4,400) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】	5,800 (2,900) 【 0】
第3-2		上記以外の世帯	13,300 (6,650) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】	9,800 (4,900) 【 0】
第4-1		前年分の所得税額が12,000円未満の世帯	19,600 (9,800) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】	17,100 (8,550) 【 0】
第4-2	第1階層を除	12,000円以上 40,000円未満の世帯	25,700 (12,850) 【 0】	21,800 (10,900) 【 0】	20,300 (10,150) 【 0】
第5	き、前年分の所得税課税	40,000円以上 103,000円未満の世帯	40,000 (20,000) 【 0】	26,700 (13,350) 【 0】	23,800 (11,900) 【 0】
第6	世帯	103,000円以上 413,000円未満の世帯	49,800 (24,900) 【 0】	29,200 (14,600) 【 0】	26,200 (13,100) 【 0】
第7		413,000円以上 734,000円未満の世帯	53,100 (26,550) 【 0】	31,400 (15,700) 【 0】	26,900 (13,450) 【 0】
第8		734,000円以上の世帯	56,400 (28,200) 【 0】	33,700 (16,850) 【 0】	27,600 (13,800) 【 0】

◎同一世帯から2人の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料  
年齢の1番目に高い児童が全額・年齢の2番目に高い児童が半額( )内の額になります。(備考4で説明)

◎同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合の保育料  
年齢の3番目に高い児童以降の保育料が無料【 】内の額になります。(備考4で説明)